



# 暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

## 訪問販売による家屋の外壁等塗装工事請負契約について、法定書面不備を理由に、契約締結から約3カ月経過後のクーリング・オフを認めた事例

訪問販売により自宅建物の外壁等塗装工事請負契約を締結したが、着工後、指定と異なる色でしかも使用期限の過ぎた塗料が外壁の中塗りに用いられたため、消費者が工事の中止・契約の白紙撤回を求めた。そこで請負人が民法641条による損害賠償を求め提訴した。これに対し消費者が反訴を提起し、契約書が特定商取引法4条一号の記載を欠くとして、同法5条1項の法定書面不交付を理由とする契約締結から約3カ月後のクーリング・オフ(同法9条1項)と既払い金の不当利得返還を求め、これが認容されたのが、本件高裁判決である。(大阪高等裁判所平成31年3月14日判決、消費者法ニュース120号340ページ、LEX/DB掲載)

控訴人(本訴原告・反诉被告)：X(家屋の塗装・防水工事、建設工事の設計・施工・監理事業等を目的とする会社・本件工事の請負人)  
 被控訴人(本訴被告・反訴原告)：Y(外壁・屋根・その他塗装工事の注文者である消費者)  
 関係者：A、B(Xの従業員)

### 事案の概要

#### 1 契約締結までの経緯

2016年4月中旬、X従業員A、Bが塗装工事営業目的でYの自宅を訪れ、「屋根と壁がだいぶ傷んでいる」などとして塗装工事を提案した。4月下旬にA、Bは見積書綴り(これには外壁6種類、屋根3種類の見積書が綴じられていた)を交付した。さらにA、Bは、 $\alpha$ という塗料は他の塗料より断熱・保温、遮熱、遮音・防音、結露防止、空気質改善効果が優れ、光熱費削減が期待できる旨の説明を行い、Xには $\alpha$ の塗装実績があると伝えた。Yが $\alpha$ の塗装現場訪問の意向を示したので、後日現場に案内した。その後もA、BはY宅を訪問し営業活動を行った。

6月上旬にA、BがY宅を訪問した際、Yが $\alpha$ を用いた自宅建物の屋根および壁の塗装工事を希望する意向を示したので、AはYに4月下旬交付の見積書綴りを出すよう求め、その中の $\alpha$

を用いて塗装する屋根と外壁の見積書を見ながら、工事完了・確認書(以下、確認書)および契約書に必要事項を記入し、Yに注文者名、住所等を記入させた。またAは約款を示してクーリング・オフに関して説明をした。その後、打ち合わせシートの内容確認をし、Yに確認書、契約書、打ち合わせシートに押印してもらい、契約書と確認書の写し、打ち合わせシート、約款をYに交付した。4月下旬の日付の見積書綴りもYに返還した。こうして本件契約が締結された(代金420万円)。

#### 2 着工後の経過

9月初旬にXは塗装工事に着工し、数日後にYは120万円(代金の一部)をXに支払った。契約では中塗り、上塗りに $\alpha$ を使用することになっていたが、下塗り作業中にXの想定以上に壁に塗料が吸い込まれることが判明し、当初用意した $\alpha$ の量(6缶)では不足するおそれがあるため、X従業員は在庫にあったY指定の色に類

似した別の色の $\alpha$ を中塗りに使用することとした。その一部は使用期限を1カ月過ぎていた。使用期限を過ぎ、色が指定と異なる $\alpha$ が9月上旬に1缶の半分程度使用され、翌日にこれがYに発覚し、YはAに指摘した。その翌日にAが新しい $\alpha$ を使用して全面的に外壁を塗り直す旨の提案をしたが、Yはこれを拒絶して工事の中止を求め、発覚して3日目の日付で、請負契約を白紙撤回するとともに、既払い代金120万円の返還か施工済み部分の原状回復を行うことを求める書面を送付した(原審はこの時クーリング・オフがされたと解し、本判決も認めている)。

そこでXが、Yは民法641条に基づく解除をしたと主張して同条に基づく損害賠償約331万円等を求めて提訴し、これに対しYが契約の解消を主張して(特定商取引に関する法律(特商法)9条1項のクーリング・オフ(解除)を主位的請求とし、予備的に同法9条の3第1項、消費者契約法4条1項または民法96条1項(詐欺)に基づく取消し、または民法95条の錯誤、もしくは90条の公序良俗違反による無効を主張)既払い金120万円の返還、その他不法行為に基づく損害賠償等を求め反訴を提起した。

第一審(原審)がYの反訴請求につき法定書面不備を理由とする契約締結から約3カ月経過後の訪問販売に関するクーリング・オフ(特商法9条1項)を認めて既払金の不当利得返還請求を認容し(その他のYの請求は棄却)、Xの本訴請求を棄却したため、Xが控訴したのが本件である。

### 3 クーリング・オフをめぐる争点

前記のとおり本件には複数の争点があるが、本稿ではクーリング・オフに絞って解説する。

クーリング・オフをめぐる争点は、本件契約書の写しに特商法4条一号の「商品若しくは権利又は役務の種類」の記載があったかどうかである。記載を欠けば、他に条件を満たす書面は無く、同法5条1項の定める契約書面(法定書面)の交付が無かったこととなる。訪問販売によるクーリング・オフは法定書面の受領日から起算

して8日を経過すると行使できないが(同法9条1項但書)、契約書の写しが書面不備で法定書面と認められなければ、交付後8日経過後もクーリング・オフ(本件では契約の解除)が可能である。

本件契約書の写しには、「工事内訳」として「外壁塗装工事  $\alpha$  4工程 272平方メートル」「ペンキ塗装工事  $\beta$  2工程 一式」( $\beta$ は別の塗料で、外壁・屋根以外の部分の塗装用のもの)「屋根塗装工事  $\alpha$  4工程183平方メートル」と記載されているだけであった。しかし見積書と確認書には、前記のうち外回りペンキ塗装工事(ペンキ塗装工事)に関して、玄関ドア、入口ドア、ガレージドア、勝手口ドア、破風、雨樋、樋かくし、ガラリ、フラワーポット鉄板、フード、窓枠、ベランダ手すり、ベランダ笠木、裏鉄柱、面格子、ガレージシャッター、外塀柱回りが対象として明示され、その他の塗装についても下塗り・上塗りの塗料等が明示されるなど詳細が記載されていた。

契約書の写しには添付書類として打ち合わせシートと約款、見積書のみが示され、確認書は添付書類とはされていなかった。打ち合わせシートと約款には契約内容についての記載はほぼない。他方、ここにいう見積書は4月下旬に交付された見積書綴りの中の9つの見積書のうちの2つであった。

そのため、①契約書上の簡易な記載で4条一号を充足できるか ②契約書以外の書面(見積書、確認書)や口頭説明で補完されるかが問題となった。ただし判決は①②を意識的に分けてはいない。

### 判決と理由

本判決は、特商法1条の同法の目的、同法5条1項の趣旨および9条1項の趣旨から、法定書面として要求されている記載事項(特商法4条各号および特商法施行規則3条所定の記載事項)の記載の有無は厳格に解釈すべきであるとしたうえで、前記①②を判断し、いずれも否定した。

そして特商法9条1項に基づくクーリング・オフ(解除)を認め、Xの不当利得返還義務(120万円)と、遅延損害金の支払い義務を認めた。

#### ①について

「法定書面の記載事項として、特商法4条1号は『商品若しくは権利又は役務の種類』を定めているところ、権利又は役務において『種類』とは、当該権利又は役務が特定できる事項をいい、その内容が複雑な権利又は役務については、その属性に鑑み、記載可能なものをできるだけ詳細に記載する必要があると解される」として、本件契約書の記載だけでは外回りペンキ塗装工事の内容が明確ではないとした。他方Xが、ペンキ塗装工事は外壁塗装工事に付随する細目的な工事であり、契約内容の特定に不可欠なものではなく、また着工前に具体的な塗装箇所を特定することも困難であるから、「一式」との記載でも契約内容の特定として許されると主張したのに対しては、「しかし、ペンキ塗装工事は建物の外構部分の塗装に関するものであるところ、その内容や範囲は建物全体の外観等に影響を及ぼすものと思われること、本件確認書は、その内容・体裁に照らせば、本来、工事の完了状況を確認するために作成されるべき文書であると認められるところ、これには、工事内容欄に『外壁塗装』『屋根塗装』と並んで『外廻りペンキ』との名称でペンキ塗装工事が独立の項目として設けられ、その具体的な塗装箇所が不動文字を丸印で選択する方法及び手書きによる書込みの方法によって明示されていることからすると、ペンキ塗装工事の具体的な内容が契約内容の特定のために不必要であるということとはできない。またXが本件確認書を作成したのは、着工の約3か月前にされた本件契約書の写しの交付と同時期であったことが認められるから、着工前に具体的な塗装箇所を特定することが困難であったともいえない」として認めなかった。

#### ②について

「『商品若しくは権利又は役務の種類』につい

て、1つの書面上に記載しきれない場合には『別紙による』旨を記載した上で、別途商品の販売又は役務の提供に関する事項を記載した書面を交付することも認められるが、その場合には、当該書面は、法定書面との一体性が明らかになるような形で、かつ、法定書面と同時に交付する必要があると解するのが相当である」として一般論としては法定書面との明確な一体性、交付の同時性を条件に別書面による補完を認めた。本件では外回りペンキ塗装工事の詳細が記載されていた見積書と確認書が問題となる。

見積書は、契約書の写しに添付書類として示されているが、交付日が契約締結日の6月初旬ではなく4月下旬であり、しかも他の見積書も一緒になって綴られていて、「工事名」欄や「仕様」欄の「α」の記載、「税抜き合計金額」欄の金額と契約書記載の値引き前の外壁塗装工事および屋根塗装工事の金額を子細に見れば、該当する見積書を特定できるが、一見しただけでは他の見積書と誤認・混同する可能性が否定できないことから、「特商法5条1項が法定書面の交付を義務付けたのは、訪問販売においては、購入者等が取引条件を確認しないまま取引行為をしてしまったり、取引条件が曖昧であったりして、後日、両当事者間の紛争を惹起するおそれがあるからであって、このような後日の紛争防止という同条項の趣旨に照らせば、購入者等に交付された法定書面それ自体によって契約内容等が明らかとなる必要があるというべきであり、書面交付時の口頭説明によって補われれば足りると解するのは相当ではない」として、A、Bが契約締結日に見積書綴りをYに提出させ、該当する見積書を見ながら確認書および契約書の必要事項を記入し、契約書の写しを交付する際に見積書綴りもYに返還したことを考慮しても、本件契約書と見積書との一体性が明らかであるということとはできないとした。

確認書については、契約書に添付書類として示されていないことから契約書との一体性を否

定した。

## 解説

特商法上の法定書面の不備を理由にクーリング・オフ期間は進行しないとする判断は、判例上ほぼ定着しており、本判決もこの流れに沿ったものだが、いくつか特徴がある。

第一に、①の判断に際し特商法4条一号中の「権利又は役務の種類」を当該権利または役務が特定できる事項とし、その内容が複雑な権利または役務については、その属性に鑑み、記載可能なものをできるだけ詳細に記載する必要があるとの基準を示し、本件の外回りペンキ工事につき「ペンキ塗装工事 β 2工程 一式」では足りず、詳細を記載することを求める根拠としたことである。塗装等の請負工事においては本件同様、「〇〇工事 一式」と記載されることが多く、本判決も屋根や外壁については「一式」という表記に対し特に何も指摘していない。しかし外回りペンキ工事は、既に契約締結時点で確認書や見積書に詳細な記載があることから記載が可能であり、しかもその記載がなければ内容が正確に把握できないような複雑性を有しているので、本判決の基準に照らせば「一式」では「種類」についての記載とはいえない。「一式」表記では許されない領域の存在と、判断基準として、参考にしてよい。

第二に、本件では法定書面と別紙書面の一体性が厳格に判断されている。本件では確認書と見積書には詳細な記載があった。しかし交付につき同時性のあった確認書については契約書に添付書類として示されていないことを理由に一体性が否定された。見積書は、契約書に添付書類として示され、契約時にも用いられたが、見積書綴りの中のどの見積書なのか一見しただけでは特定できない点から一体性を否定された。結局本判決によれば、別紙書面による場合は、別紙書面が法定書面に明示され、法定書面のみに容易に別紙書面が特定できることが一体性を

認める基準となると考えられる。確かに厳格にみえるが、しかし本判決は4条一号の記載の有無は厳格に判断をすべきことを導くために、特商法1条の目的、5条1項と9条1項の趣旨に言及している。特に5条1項の法定書面については、訪問販売では購入者等が取引条件を確認しないまま取引行為をしたり、取引条件が曖昧であったりしたため、後日トラブルを惹起するおそれがあるので、契約締結時に遅滞なく取引条件を明示した法定書面交付義務を業者に課したとしている。契約締結後に法定書面を見れば契約内容を曖昧な点なく確認できるようにするためには、前記基準は理にかなっている。第一の点も、この考え方の延長にあるとみてよい。

なお、本件のトラブルの原因は指定とは別色でしかも使用期限切れの塗料を用いた外壁の中塗りであるのに、外回りペンキ塗装工事に関する詳細な記載がないことを理由とするクーリング・オフを認めることに違和感を持つ向きもあるかもしれない。しかしクーリング・オフは要件さえ充足されれば無理由で契約関係を解消(申込みの撤回または解除)できる制度である。もちろん、クーリング・オフの主張が信義則違反(民法1条2項)や権利濫用(同3項)に該当すれば別だが、後日の紛争防止という法の趣旨に照らしてクーリング・オフの行使に問題はないのである。

### 参考判例

本件原審 大阪地裁平成30年9月27日判決(『消費者法ニュース』118号257ページ)  
法定書面不備を問題にしてクーリング・オフ行使期間が進行していないとする最近の事例

- ①名古屋簡裁平成30年1月29日判決(『消費者法ニュース』116号328ページ[教材])
- ②青森地裁平成28年11月25日判決(LEX/DB [浄水器])
- ③東京地裁平成28年5月17日判決(『判例タイムズ』1435号223ページ[国際結婚仲介])
- ④東京地裁平成28年4月8日判決(LEX/DB [給湯管更新工事])